

## 第五号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十九日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の三の項の原因の欄のイ中「現住居」の下に「又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等(職員の単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年大分県人事委員会規則第四号)第五条第四号に規定する配偶者等をいう。)の現住居」を加え、「復旧作業」を「復旧作業等」に改め、同欄中口をハとし、イの次に次のように加える。

口 災害(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。)により職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。

第十条の二の五第三項中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の七の項、十三の項及び十四の項」を「別表第二の八の項、十四の項及び十五の項」に改める。

別表第二中十五の項を十六の項とし、三の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、二

の項の次に次のように加える。

三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間

第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時の任用職員の管理に関する規則の一部改正

県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第一の七の項及び十三の項から十五の項まで」を「別表第一の八の項及び十四の項から十六の項まで」に改める。

別表第一中十六の項を十七の項とし、四の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

四

該當する場合

イ 臨時的任用職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれら本部の設置が見込まれるものに限る。）により臨時的任用職員の現住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 臨時的任用職員及び当該臨時的任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時的任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間

附則  
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日（令和七年十二月十九日）から施行する。ただし、第一条中学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（以下「施行規則」という。）第十二条の二の五第三項の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（施行規則第十条の二の五第三項の改正規定を除く。）による改正後の施行規則の規定、第二条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の規定及び第三条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命

に係る臨時の任用職員の管理に関する規則の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

提案理由

災害に係る特別休暇の取得対象に単身赴任手当受給者の配偶者等の住居の追加等を行うとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部改正に伴う規定の整備を行いたいので提案する。

## ○ 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

第一條～第七条 (略)	改 正 案	第一條～第七条 (略)	現 行															
<p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th> <th>特に承認を与える期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一・二 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合</td> <td>一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>イ 職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。</td> <td>一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間</td> </tr> </tbody> </table>	原因	特に承認を与える期間	一・二 (略)	(略)	三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間	イ 職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間		<p>第八条 条例第十一条による特に承認を与える場合及びその期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th> <th>特に承認を与える期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一・二 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合</td> <td>一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>イ 職員の現住居</td> <td>一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間</td> </tr> </tbody> </table>	原因	特に承認を与える期間	一・二 (略)	(略)	三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間	イ 職員の現住居	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
原因	特に承認を与える期間																	
一・二 (略)	(略)																	
三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間																	
イ 職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間																	
原因	特に承認を与える期間																	
一・二 (略)	(略)																	
三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間																	
イ 職員の現住居	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間																	
<p>口 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条）</p>	(新設)																	

<p>第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。)により職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。</p> <p>ハ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>四(一)二五 (略)</p>	<p>2 2 4 (略)</p>
<p>口</p> <p>職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>四(一)二五 (略)</p>	<p>2 2 4 (略)</p>

(教育職員の在校等時間の上限等に関する方針)

第八条の二(一)第十条の二(一)四  
(略)

(教育職員の在校等時間の上限等に関する方針)

第八条の二(一)第十条の二(一)四  
(略)

## 第十条の二の五 (略)

## 2 (略)

3 任命権者は、給特法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。

## 4 (略)

## 第十一条・第十二条の二 (略)

## 第十条の二の五 (略)

## 2 (略)

3 任命権者は、給特法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前二項に規定する上限の適用については、前二項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、第一項中「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」とする。

## 4 (略)

## 第十一条・第十二条の二 (略)

## ○ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第一条～第二十四条 (略)	第一条～第二十四条 (略)
(年次有給休暇以外の休暇)	(年次有給休暇以外の休暇)
第二十五条 所属長は、会計年度任用職員（別表第二の六の項に掲げる場合にあっては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員に限る。）に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。	第二十五条 所属長は、会計年度任用職員（別表第二の五の項に掲げる場合にあっては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員に限る。）に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
2 (略)	2 (略)
3 別表第二の八の項、十四の項及び十五の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項に掲げる場合にあっては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。	3 別表第二の七の項、十三の項及び十四の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項に掲げる場合にあっては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。
4 別表第二の八の項、十四の項及び十五の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。	4 別表第二の七の項、十三の項及び十四の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
第二十六条～第三十五条 (略)	第二十六条～第三十五条 (略)
別表第一 (略)	別表第一 (略)

別表第一（第二十五条関係）

	原因	休暇の期間
一・二 (略)	(略)	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
三　風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合		
イ　会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 で、当該会計年度任用職員が その復旧作業等を行うとき。 ロ　災害（災害対策基本法（昭 和三十六年法律第二百二十三 号）第二十四条第一項に規定 する非常災害対策本部が設置 された非常災害若しくは同法 第二十八条の二第一項に規定 する緊急災害対策本部が設置 された著しく異常かつ激甚な 非常災害又はこれらの本部の 設置が見込まれるものに限 る。）により会計年度任用職 員の現住居以外の住居又は親 族の住居が滅失し、又は損壊 した場合で、当該会計年度任 用職員がその復旧作業等を行 うとき。		

別表第二（第二十五条関係）

	原因	休暇の期間
一・二 (略)	(新設)	
	(新設)	

別表第三 (略)	帯に属する者の生活に必要な 水、食料等が著しく不足して いる場合で、当該会計年度任 用職員以外にはそれらの確保 を行うことができないとき。
(略)	

別表第三 (略)	三〇十五 (略)
(略)	

## ○ 大分県教育委員会の任命に係る臨時の任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

## 改 正 案

## 第一条～第九条 (略)

## 現 行

## 第一条～第九条 (略)

## (年次有給休暇以外の休暇)

第十条 所属長は、臨時の任用職員（別表第一の六の項に掲げる場合にあっては、学校に属する臨時の任用職員及び任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた学校に属する臨時の任用職員に限る。）に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

## 2 (略)

3 別表第一の八の項及び十四の項から十六の項まで並びに別表第二の三の項及び七の項に掲げる場合にあっては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもつて一日とする。

4 別表第一の八の項及び十四の項から十六の項まで並びに別表第二の三の項及び七の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

## 第十一条～第十八条 (略)

## 現 行

## 第一条～第九条 (略)

## (年次有給休暇以外の休暇)

第十条 所属長は、臨時の任用職員（別表第一の五の項に掲げる場合にあっては、学校に属する臨時の任用職員及び任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた学校に属する臨時の任用職員に限る。）に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

## 2 (略)

3 別表第一の七の項及び十三の項から十五の項まで並びに別表第二の三の項及び七の項に掲げる場合にあっては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもつて一日とする。

4 別表第一の七の項及び十三の項から十五の項まで並びに別表第二の三の項及び七の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

## 第十一条～第十八条 (略)

別表第一（第十条関係）

区分	休暇の期間
一（三）（略）	（略）
四 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合	一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
イ 臨時的任用職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行うとき。	（新設）
ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により臨時的任用職員の現住居以外の住居又は親族	（新設）

別表第一（第十条関係）

区分	休暇の期間
一（三）（略）	（略）
（新設）	（新設）

別表第二 (略)	<p>ハ 臨時的任用職員及び当該臨時的任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時的任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>五〇十七 (略)</p>
----------	--

別表第二 (略)	<p>四〇十六 (略)</p> <p>(略)</p>
----------	----------------------------

## 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について（議案概要）

### 1 改正を行う規則

- (1) 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

### 2 改正理由及び主な改正内容

災害に係る特別休暇の取得対象の追加等を行うとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の一部改正に伴う規定の整備を行いたいので提案する。

#### (1) 災害に係る特別休暇の拡充及び新設

##### ア 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則

災害によって滅失し、又は損壊した住居の復旧作業等を行う場合における休暇の拡充（第8条関係）

取得対象に、単身赴任手当受給者の配偶者等の住居及び非常災害時における職員の現住居以外の住居等を追加

##### イ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則

災害によって滅失し、又は損壊した住居の復旧作業等を行う場合における休暇の新設（別表第二関係）

##### ウ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則

災害によって滅失し、又は損壊した住居の復旧作業等を行う場合における休暇の新設（別表第一関係）

#### (2) 給特法の一部改正に伴う規定の整備（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則第10条の2の5第3項関係）

### 3 施行期日等

#### (1) 災害に係る特別休暇の拡充及び新設

公布の日（令和7年12月19日予定）から施行し、遡及して令和7年11月18日から適用する。

#### (2) 給特法の一部改正に伴う規定の整備

令和8年1月1日

(1) 対象の規則	学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則	大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則	大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則
(2) 改正理由	①災害に係る特別休暇の拡充及び新設 ②給特法の一部改正に伴う規定の整備		
(3) 主な改正内容	①災害に係る特別休暇の拡充及び新設（国家公務員の休暇制度に合わせるための改正） ・災害により <u>職員の現住居</u> が被害を受け滅失し、又は損壊した際の復旧作業等に係る特別休暇について、対象となる住居の範囲を拡大 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">             ○単身赴任手当を受給する職員の<u>配偶者等</u>が居住する住居（現住居）を追加              ○災害対策基本法に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害などの場合には、<u>職員の現住居以外の住居や親族の住居</u>を対象に追加           </div> ※「復旧作業等」とは、家屋の復旧作業や家財の整理だけでなく、現住居の滅失等の事実に基づく避難、盗難予防ないしは関係諸機関との助成金等についての折衝を含む。 ※会計年度任用職員、臨時的任用職員については、既存の拡充ではなく同内容を新設する。		
(4) 施行期日等	①については、 <b>公布の日（令和7年12月19日）から施行し、令和7年11月18日に遡及して適用</b> ②については、 <b>令和8年1月1日</b> に施行する		

佐賀県の火災が発生した日